

2. 令和4年10月から子ども医療費助成制度を拡充します

本市では、子どもの健やかな成長を支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、0歳児から中学生までの入院や通院等に係る医療費を助成しています。

この度、令和4年10月診療分から制度を拡充し、市町村民税課税世帯の小・中学生の通院、歯科、調剤に係る医療費を助成対象とします。これにより、中学生までの子どもの医療費が全て助成対象となります。

今回新たに助成対象とする医療費については、1医療機関ごとに月4回まで1回あたり最大500円の一部自己負担金を医療機関の窓口で負担していただきます。なお、5回目以降は無料となり、調剤については初回から無料となります。

9月下旬に受給資格者証を送付しますので、10月から医療機関を受診される際は健康保険証とともに医療機関の窓口にご提示ください。

◎助成内容

拡充部分・・・

対象者	令和4年9月診療分まで		令和4年10月診療分から	
	対象となる医療費	一部自己負担金	対象となる医療費	一部自己負担金
未就学児	入院・通院 歯科・調剤	なし	入院・通院 歯科・調剤	なし
小・中学生 〔市町村民税 非課税世帯〕				
小・中学生 〔市町村民税 課税世帯〕	入院	なし	入院	なし
			通院・歯科	1医療機関につき、最大500円/回 ※月4回まで、5回目以降は一部 自己負担金なし
			調剤	なし

◎今回の制度改正に係る対象者数

約39,000人（小学生：約26,000人、中学生：約13,000人）

【子育て支援課 内線1414】